

# BVCJ Report Vol.30

2009年11月2日

## 公正価値のヒエラルキーについて

### 1. 論点整理の公表

平成21年8月7日に企業会計基準委員会より「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」(以下「論点整理」とする。)が公表された。これは、公正価値の概念、測定方法、開示という3つの区分に焦点を絞って、わが国の会計基準等で定められている公正価値に対する考えや開示方法を国際会計基準等と比較しながら、わが国の現状及び今後の対応について検討したものである。

米国会計基準では、既に2006年9月にSFAS第157号「公正価値測定」が公表され、公正価値の定義や測定方法についての整理が行われている。また国際会計基準でも2009年5月に「公正価値測定」の公開草案を公表し、2010年度を目途に公正価値測定のガイダンスの最終基準化を目指して進んでいる。こうした中で、国際会計基準とのコンバージェンスの一環として、わが国の公正価値測定に対する考え方と開示のあり方について検討を行う際の、議論の整理を図ることを目的で公表されている。

本稿は、論点整理の中で今後導入を検討すると示唆している公正価値のヒエラルキー(階層化)について、SFAS第157号を参考に簡単に整理することとする。

### 2. 公正価値ヒエラルキー

SFAS第157号によると、公正価値のヒエラルキーとして、公正価値測定に用いられるインプットのヒエラルキーと測定された公正価値の開示についてのヒエラルキーの2つが規定されている。

#### (1) インプットのヒエラルキー

公正価値を測定するために用いられるインプットは大きく「観察可能なインプット」と「観察不能なインプット」に分類できる。

- ①観察可能なインプットとは、報告企業から独立した情報源から入手される市場データを基礎として設定された、プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定を反映するインプットのことである。
- ②観察不能なインプットとは、その状況における入手可能な最良の情報を基礎として設定された、プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定に対し報告企業自身の見積りを反映するインプットのことである。

---

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.

さらに、SFAS 第 157 号では公正価値測定における首尾一貫性と比較可能性を高めるため、観察可能なインプットと観察不能なインプットを 3 つの水準に区分し、優先順位付けを行っている。このインプットのヒエラルキーはレベル1からレベル3で構成されており、各レベルの内容は以下のように規定されている。(なお、レベル1からレベル3の内容について、弊社のレポート「Vol. 23 財務諸表の新潮流 公正価値の導入」でわかりやすく解説しているのでそちらも参照して頂きたい。)

- レベル1のインプットとは、測定日において、報告企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格である。
- レベル2のインプットとは、資産または負債について、直接的又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットである。
- レベル3のインプットとは、資産又は負債について、観察不能な市場データに基づくインプットである。

観察可能インプット・観察不能インプットとの関係で整理すると、観察可能インプットはレベル1とレベル2に区分され、観察不能インプットはレベル3に区分されることになる。

(インプットのヒエラルキー)

観察可能性	インプットのレベル	市場の状況	具体的なインプット
観察可能	レベル1	活発	同一資産又は負債の公表価格
	レベル2	活発	類似の資産又は負債の公表価格
		活発でない	同一/類似の資産又は負債の公表価格 公表価格以外の観察可能なインプット
観察不能	レベル3	-	観察可能な市場データに裏付けられていないインプット

レベル1に区分されるインプットは最も客観的であり、レベル2、レベル3に下がるにつれ、より主観的な性質を有すインプットとなっていく。そのため、レベル1のインプットで算定された公正価値の方がレベル3のインプットで算定された公正価値よりも信頼性のある数値と考えられる。

SFAS 第 157 号の中で、企業が評価対象資産または負債の公正価値を算定する際には、できる限り観察可能なインプットを用いる必要があり、観察不能なインプットは観察可能なインプットが入手できない場合に限り公正価値測定に使用できるとしている。その理由の一つが各インプットにより算定される公正価値の信頼性の度合いにあるのではないかと考える。

では、レベル3のインプットはどういったケースで用いることになるのであろうか。レベル3、すなわちインプットが観察不能な場合とは、例えば評価対象である資産または負債の取引されている市場が活発ではない場合が考えられる。例えば米国でサブプライムローン問題が生じた時、証券化商品の市場価額は大幅に下落した。ほとんど投げ売り価額に近い金額で取引されていたと思われる。このように商品の市場が存在し、実際の取引価額を観察できるとしても、その価額が秩序ある取引により成立した価額とは考えにくく、資産の公正価値として用いることは適切ではない場合もある。このような場合には市場価格をそのままレベル1のインプットとして用いるよりも、企業独自のデータに基づく見積りにより公正価値を算定するほうが望まし

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

いであろう(但し、この場合でも市場参加者が考慮するであろう仮定に基づくべきとされている。)

## (2) 開示のヒエラルキー

(1)で分類されたインプットを用いて測定された公正価値は、インプットのレベルに応じてレベル1からレベル3までの開示のヒエラルキーに分類するとされている。なお、複数のレベルのインプットを用いて測定を行うことも考えられるが、この場合はその測定にもっとも重要な影響を与えるインプットの属するレベルで判断することになる。

(公正価値の開示ヒエラルキー)

開示のレベル	開示される公正価値
レベル1	同一資産または負債について活発な市場における公表価格による公正価値
レベル2	重要な他の観察可能なインプットによる公正価値
レベル3	重要な観察不能なインプットによる公正価値

開示のヒエラルキーに関して注意したいのは、ヒエラルキーによりレベル3に区分されたからといって必ずしも全てが損失を生じさせるリスクの高い資産または負債を意味するわけではないという点である。そもそもこのようなヒエラルキーはインプットの有用性に基づいたものであり、損失可能性とは無関係なのである。レベル1やレベル2の資産からも損失は生じるのであり、逆にレベル3の資産から利益が生じることもあるのである。

## 3. まとめ

以上述べてきた公正価値測定 of ヒエラルキーという考え方は、公正価値測定の透明性及び比較可能性が高まるとの理由からわが国でも導入する方向で検討することが示唆されている。ただ現時点ではわが国の基準にはない概念であり、実際運用するとなると、資産又は負債の公正価値を評価するためにどのレベルのインプットを用いて行うか十分に吟味・判断することが必要となり、実務上の負担がかなり大きくなると予想される。特に、市場が活発であるかどうか、市場で行われた取引が秩序ある取引であるかどうかの判断は難しいケースも多く、報告企業の主観の入りやすい部分と思われるため、より詳細な指針を作成する必要があるだろう。

(文責 公認会計士 林 直樹)

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.